

STOP



COVID-19

# 新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について (事業者の皆様へのお願い)



山梨

詳しくはこちら→



感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染拡大防止対策への協力を要請します(期間:~5/31)。

要請について一層のご協力をお願いします。

## (1) 事業所等における基本的な感染防止対策の徹底



① 県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底

県のひな形はこちら→



② グリーン・ゾーン(GZ)認証施設において、認証基準に基づく対策徹底、変異株対応の新基準への取り組みを速やかに進める

③ 適切な対策徹底を要請する施設※は、速やかにGZ認証を受ける

※劇場等、集会・展示施設、大規模集客施設等、宿泊施設、運動施設(屋内)、遊戯施設、遊興施設、学習塾等、飲食店等。詳しくは↑のリンクをご覧ください。

④ 適切な感染防止対策※に加え、国に示された業種別のガイドラインに基づく対策を講じる

※発熱者施設入場防止、3密防止、飛沫感染、接触感染防止、移動時の感染防止等。詳しくは↑のリンクをご覧ください。  
※子どもや障害をお持ちの方など、マスク着用などの対策が難しい方への差別的待遇とならないよう配慮をお願いします。

⑤ 年度の切り替わりに伴う人や職場環境の変化により感染防止対策がおろそかにならないよう、対策の継続した取り組みに留意する

## (2) ワクチン接種勧奨や人の集まりを減らす取り組みの徹底



① 健康上の理由等により接種できない方を除き、未接種の従業員等に対し、接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けるよう強く勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮を

② 2回目接種後6ヶ月を経過した従業員等に対し、できる限り速やかに3回目接種を受けるよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮を

③ ワクチン接種を受けていない従業員等には、本人申し出によりテレワーク推奨や不特定多数と接する業務を控えるなど、勤務環境の配慮を健康上の理由等により接種できない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮を

④ テレワークや時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触を低減する取り組みを一層実施

⑤ 従業員等が体調不良を申し出やすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策を

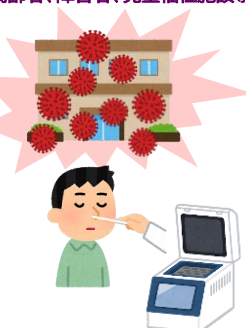
## (3) クラスターリスクの高い事業所

① マスクを外す機会となる食事の時間を分散(高齢者、障害者、児童福祉施設等)するなどの対策を講じる

② 施設職員等は、ワクチン3回接種済の場合週1回、その他の場合は週2回のPCR検査実施

③ 少しでも体調が悪い入所者等が出た場合、他の入所者等との接触を避け、速やかに受診通所施設利用者は少しでも体調が悪い場合は、利用を控え、速やかに受診

④ 行動規範に基づくチェックリストによる定期的な自主点検などの感染防止対策の徹底



## (4) 高齢者施設

① 発熱有無に関わらず、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかに受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮を

② 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査を実施



## (5) イベント等における対策徹底

① イベント等の開催は、県が示す目安のとおりとし、感染拡大リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を  
※5千人超かつ収容率50%超のイベント等の開催は個別協議

② イベント等での感染確認時、感染連鎖を防ぐため、県LINEコロナお知らせシステムの活用等により、参加者を把握



施設におけるイベント等の開催の目安はこちら→



山梨県LINEコロナお知らせシステムはこちら→



# 感染症拡大防止にご協力ください

(R4.4月作成)